

長 寿 第 7 1 0 号

平成 2 3 年 7 月 4 日

岡 山 県 医 師 会 会 長
岡 山 県 歯 科 医 師 会 会 長
岡 山 県 薬 剤 師 会 会 長
岡 山 県 柔 道 整 復 師 会 会 長
中 四 国 厚 生 局 岡 山 事 務 所 長
全 国 健 康 保 険 協 会 岡 山 支 部 長
岡 山 県 社 会 保 険 診 療 報 酬 支 払 基 金 幹 事 長
岡 山 県 国 民 健 康 保 険 団 体 連 合 会 理 事 長

殿

岡山県保健福祉部長寿社会課長

(公 印 省 略)

国民健康保険被保険者証を無効とすることについて

このことについて、岩手県、宮崎県、鹿児島県、奈良県、高知県、広島県及び兵庫県から、別添（写）のとおり通知がありましたので、お知らせします。



健 第 294 号
平成 23 年 6 月 3 日

各都道府県国民健康保険主管課長 様

岩手県保健福祉部健康国保課総括課長

国民健康保険被保険者証を無効とすることについて（通知）

このことについて、別添のとおり久慈市から被保険者証を無効とした旨の通知がありましたのでお知らせします。

つきましては、関係機関への周知をお願いします。

担当：国保担当 槇島
電話：019-629-5477

市民第32号

平成23年4月21日

岩手県保健福祉部長 様

久慈市長 山内 隆文



久慈市国民健康保険被保険者証を無効にすることについて（通知）

このことについて、平成23年4月21日付久慈市告示第62号により、次の被保険者証を無効としましたので通知いたします。

つきましては、関係機関への連絡等ご協力いただきますようお願いのほどよろしくお願い致します。

記

- | | | |
|---|--------------|-----------------------------------|
| 1 | 保険者番号 | 030072 |
| 2 | 被保険者証の記号番号 | 007-0075167
(「再交付」の表示のないものに限る) |
| 3 | 被保険者証の交付年月日 | 平成23年2月1日 |
| 4 | 無効とする年月日 | 平成23年4月21日 |
| 5 | 無効告示の理由 | 紛失により不正に使用されるおそれがあるため |
| 6 | このことに関する問合せ先 | 久慈市市民課国保グループ |

〒028-8030

岩手県久慈市川崎町1-1

久慈市 市民課 国保グループ

担当 馬場

T e l 0194-52-2111 (内線273)

F a x 0194-52-2367



久慈市告示第62号

次の久慈市国民健康保険被保険者証については、不正に使用されるおそれがあるため、無効とする。

平成23年4月21日

久慈市長 山内 隆文



- 1 保険者番号 030072
- 2 被保険者証の記号・番号 007-0075167
(「再交付」の表示のないものに限る)
- 3 被保険者証の交付年月日 平成23年2月1日
- 4 無効とする年月日 平成23年4月21日
- 5 無効告示の理由 紛失により不正に使用されるおそれがあるため



241-1052-4
平成23年6月9日

各都道府県国民健康保険主管課長 殿

宮崎県福祉保健部国保・援護課長
(公 印 省 略)

国民健康保険被保険者証の無効について（通知）

このことについて、宮崎県西米良村長から別添のとおり被保険者証を無効とした旨の通知がありましたのでお知らせします。
つきましては、関係機関への周知等よろしくお願いいたします。

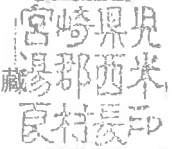
国保・援護課 国保担当
電 話 0985-26-7063
F A X 0985-26-7346
E-mail kokuhoengo@pref.miyazaki.lg.jp



西福国発第84-1号
平成23年6月3日

宮崎県福祉保健部長 殿

西米良村長 黒木 定藏



国民健康保険被保険者証を無効とすることについて

このことについて、平成23年6月3日付け西米良村告示第15号により、下記のとおり被保険者証を無効としましたので通知します。

つきましては、関係機関へ周知いただきますようお願いいたします。

記

- 1 保険者番号
450692
- 2 保険者名
西米良村
- 3 被保険者証の記号番号
002805 (「再」の表示がないものに限る)
- 4 被保険者証の交付年月日
平成22年 8月 1日
- 5 被保険者証を無効とする日
平成23年 6月 3日
- 6 無効告示の理由
紛失したことにより不正に使用される恐れがあるため
- 7 問い合わせ先
西米良村役場 福祉健康課 生涯現役推進グループ
TEL: 0983-36-1114



保福第44-287号
平成23年6月13日
(保健医療福祉課扱い)

各都道府県国民健康保険担当部（局）長 殿

鹿児島県保健福祉部長

国民健康保険被保険者証を無効にすることについて（通知）

このことについて、別添のとおり、鹿児島県指宿市長及び南九州市長から被保険者証を無効とした旨の通知がありましたのでお知らせします。

つきましては、関係機関への周知等適切な処理をお願いいたします。

保健医療福祉課

国保指導室 国保指導係

担当： 竹之内

電話： 099-286-2111(内線2681)

fax： 099-286-5552



南九健第2620号
平成23年5月24日

鹿児島県保健福祉部長 殿

南九州市長 霜 出 勘 平



南九州市国民健康保険被保険者証を無効にすることについて

このことについて、平成23年5月24日付け南九州市告示第101号により、下記の被保険者証を無効としましたので通知します。

つきましては、関係機関へ周知いただきますようお願いいたします。

記

- | | |
|---------------|---------------------------------|
| 1 保険者番号 | 460220 |
| 2 被保険者記号番号 | 南九州市 10039519
「再」の表示がないものに限る |
| 3 被保険者名 | 英元 |
| 4 被保険者証の交付年月日 | 平成22年8月1日 |
| 5 無効とする年月日 | 平成23年5月6日 |
| 6 無効とする理由 | 盗難により、不正に使用されるおそれがあるため。 |

問い合わせ先

南九州市役所健康増進課保険係
電話 0993-56-1111 内線 4122

南九州市告示第101号

次の南九州市国民健康保険被保険者証を無効としたので、告示する。

平成23年5月24日

南九州市長 霜 出 勘 平



- | | |
|---------------|---------------------------------|
| 1 保険者番号 | 460220 |
| 2 被保険者記号番号 | 南九州市 10039519
「再」の表示がないものに限る |
| 3 被保険者名 | 英元 |
| 4 被保険者証の交付年月日 | 平成22年8月1日 |
| 5 無効とする年月日 | 平成23年5月6日 |
| 6 無効とする理由 | 盗難により、不正に使用されるおそれがあるため。 |



指健健152号
平成23年5月25日

鹿児島県保健福祉部長 様

指宿市長 豊留 悦男



指宿市国民健康保険被保険者証の無効告示について

このことについて、国民健康保険被保険者証の紛失による再交付申請に伴う無効告示を行いましたので、別紙のとおり、告示の写しを送付いたします。

つきましては、お手数ですが、関係機関へ周知していただきますようお願いいたします。

↑

《連絡先》 〒891-0497
鹿児島県指宿市十町2424番地
指宿市役所 健康増進課 健康保険係
担当者名 貴 嶋
TEL 0993-22-2111 (内線 285)
FAX 0993-24-4342
E-Mail shimin-kenko@city.ibusuki.lg.jp

指宿市告示第 79 号

次の指宿市国民健康保険被保険者証については、不正に使用されるおそれがあるため、無効とする。

平成 23 年 5 月 23 日

指宿市長 豊留 悦男



- | | |
|-------------------------|---|
| 1 保 險 者 番 号 | 4 6 0 1 0 5 |
| 2 被 保 険 者 証 の 記 号 番 号 | 指 国 保 1 0 0 2 3 6 0 7 1 |
| 3 被 保 険 者 生 年 月 日 | 昭 和 2 2 年 3 月 2 9 日 生 |
| 4 性 別 | 女 |
| 5 被 保 険 者 証 の 交 付 年 月 日 | 平 成 2 2 年 8 月 1 日 (「再」の表示のないものに限る) |
| 6 無 効 と す る 年 月 日 | 平 成 2 3 年 5 月 2 3 日 |
| 7 無 効 告 示 の 理 由 | 盗 難 に よ り 不 正 に 使 用 さ れ る お そ れ が あ る た め |



健 第 328 号
平成 23 年 6 月 14 日

各都道府県国民健康保険主管課長 様

岩手県保健福祉部健康国保課総括課長

国民健康保険被保険者証を無効とすることについて（通知）

このことについて、別添のとおり西和賀町から被保険者証を無効とした旨の通知がありましたのでお知らせします。

つきましては、関係機関への周知をお願いします。

担当：国保担当 榎島
電話：019-629-5477

西医第 11060301 号

平成 23 年 6 月 3 日

岩手県保健福祉部長 様

西和賀町長 細 井 洋 行



西和賀町国民健康保険被保険者証を無効にすることについて（通知）

このことについて、平成 23 年 6 月 3 日付西和賀町告示第 40 号により、下記
の被保険者証を無効としましたので通知いたします。

つきましては、関係機関へ周知いただきますようお願いいたします。

記

- | | |
|----------------------|------------------------------------|
| 1 保険者番号 | 030650 |
| 2 被保険者証の記号番号 | 082-02300
（「再交付」の表示がないものに限る） |
| 3 被保険者証の交付年月日 | 平成 22 年 10 月 1 日 |
| 4 無効とする年月日 | 平成 23 年 6 月 3 日 |
| 5 無効告示の理由 | 不正に使用されるおそれがあるため |
| 6 このことに関する
問い合わせ先 | 西和賀町医療保険室国保担当
（電話 0197-85-3414） |

西和賀町告示第 40 号

次の西和賀町国民健康保険被保険者証については、不正に使用されるおそれがあるため、無効とする。

平成 23 年 6 月 3 日

西和賀町長 細 井 洋 行



- | | |
|---------------|---|
| 1 保険者番号 | 0 3 0 6 5 0 |
| 2 被保険者証の記号番号 | 0 8 2 - 0 2 3 0 0
(「再交付」の表示がないものに限る) |
| 3 被保険者証の交付年月日 | 平成 22 年 10 月 1 日 |
| 4 無効とする年月日 | 平成 23 年 6 月 3 日 |
| 5 無効告示の理由 | 不正に使用されるおそれがあるため |



保 指 第 91 号 の 4
平 成 23 年 6 月 17 日

各都道府県国民健康保険担当部(局)主管課長 殿

奈良県健康福祉部保険指導課長
(公 印 省 略)

国民健康保険被保険者証を無効とすることについて

このことについて、別添の通り本県の野迫川村より被保険者証を無効にした旨の通知がありましたのでお知らせします。

つきましては、関係機関へ周知いただきますようお願いいたします。

保険指導課国保・高齢者企画係
担当:堀谷
TEL:0742-27-8546



野国保第11-2号
平成23年6月6日

奈良県健康福祉部長 様

野迫川村長 角谷 喜一郎



国民健康保険証を無効にすることについて

標記の件につきまして平成23年6月6日付で下記の被保険者証を無効としたので通知します。

つきましては、関係機関への連絡等ご協力いただきますよう、ご配慮の程よろしくお願い致します。

- | | |
|---------------|-------------|
| 1 保険者番号 | 290825 |
| 2 被保険者証の記号番号 | 奈41-20078 |
| 3 被保険者証の交付年月日 | 平成23年 4月 1日 |
| 4 無効とする年月日 | 平成23年 6月 6日 |
| 5 無効とする理由 | 盗難にあった為 |



連絡先

野迫川村 住民課 国保係
電話 0747-37-2101

野国保第11-1号
平成23年6月6日

奈良県健康福祉部長 様

野迫川村長 角谷 喜一郎



国民健康保険証を無効にすることについて

標記の件につきまして平成23年6月6日付で下記の被保険者証を無効としたので通知します。

つきましては、関係機関への連絡等ご協力いただきますよう、ご配慮の程よろしくお願い致します。

- | | |
|---------------|-------------|
| 1 保険者番号 | 290825 |
| 2 被保険者証の記号番号 | 奈41-11025 |
| 3 被保険者証の交付年月日 | 平成23年 4月 1日 |
| 4 無効とする年月日 | 平成23年 6月 6日 |
| 5 無効とする理由 | 盗難にあった為 |



連絡先

野迫川村 住民課 国保係
電話 0747-37-2101



23高国指第263号
平成23年6月20日

各都道府県国民健康保険担当課長 様

高知県健康政策部国保指導課長
(公 印 省 略)

国民健康保険被保険者証の無効通知について

このことについて、本県の四万十市から別添のとおり被保険者証を無効にした旨の通知がありましたので、お知らせします。

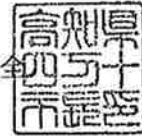
つきましては、関係機関へ周知していただきますようお願いいたします。

23 四市第 189 号

平成 23 年 6 月 13 日

高知県健康政策部長 様

四万十市長 田中 全



四万十市国民健康保険被保険者証を無効とすることについて

このことについて、平成 23 年 6 月 13 日付け四万十市告示第 72 号により、下記の被保険者証を無効としましたので通知します。

つきましては、関係機関へ周知いただきますようお願いいたします。

記

保険者番号	390104
被保険者証の記号番号	0000674273
被保険者証の交付年月日	平成 23 年 6 月 9 日(再交付の表示のないものに限る)
被保険者証を無効とする日	平成 23 年 6 月 13 日
無効告示の理由	盗難にあったことにより、不正行為によって保険給付を受けるために使用されるおそれがあるため。
このことに関する問い合わせ先	四万十市役所市民課国保係

担当	市民課国保係 川原
TEL	0880-34-1114
FAX	0880-34-0567



保 指 第 91 号 の 5

平 成 23 年 6 月 22 日

各都道府県国民健康保険担当部(局)主管課長 殿

奈良県健康福祉部保険指導課長

(公 印 省 略)

国民健康保険被保険者証を無効とすることについて

このことについて、別添の通り本県の平群町より被保険者証を無効にした旨の通知がありましたのでお知らせします。

つきましては、関係機関へ周知いただきますようお願いいたします。

保険指導課国保・高齢者企画係
担当:堀谷
TEL:0742-27-8546



平.保 第369号
平成23年6月7日

奈良県健康福祉部長 様

平群町長 岩崎万勉



平成23年6月7日付、平群町告示第32号により、下記の被保険者証を無効としましたので通知します。

つきましては、関係機関への連絡等ご協力いただきますよう、ご配慮の程よろしくお願い致します。

- | | |
|---------------|---------------------------------|
| 1 保険者番号 | 290544 |
| 2 被保険者証の記号番号 | 奈13-160350 |
| 3 被保険者証の交付年月日 | 平成23年4月1日 |
| 4 無効とする年月日 | 平成23年6月7日 |
| 5 無効とする理由 | 遺失されたことにより、
不正に使用される恐れがあるため。 |

連絡先

平群町 健康保険課

電話 0745-45-1001 (内線 321・322)





保福第44-308号
平成23年6月22日
(保健医療福祉課扱い)

各都道府県国民健康保険担当部（局）長 殿

鹿児島県保健福祉部長

国民健康保険被保険者証を無効にすることについて（通知）

このことについて、別添のとおり、鹿児島県指宿市長，曾於郡大崎町長及び大島郡徳之島町長から被保険者証を無効とした旨の通知がありましたのでお知らせします。

つきましては、関係機関への周知等適切な処理をお願いいたします。

保健医療福祉課

国保指導室 国保指導係

担当： 竹之内

電話： 099-286-2111(内線2681)

fax： 099-286-5552



指 健 健 1 8 4 号
平成 2 3 年 6 月 8 日

鹿児島県保健福祉部長 様

指宿市長 豊留 悦男



指宿市国民健康保険被保険者証の無効告示について

このことについて、国民健康保険被保険者証の紛失による再交付申請に伴う無効告示を行いましたので、別紙のとおり、告示の写しを送付いたします。

つきましては、お手数ですが、関係機関へ周知していただきますようお願いいたします。

《連絡先》 〒891-0497

鹿児島県指宿市十町 2 4 2 4 番地
指宿市役所 健康増進課 健康保険係
担当者名 貴 嶋

TEL 0993-22-2111 (内線 285)

FAX 0993-24-4342

E-Mail shimin-kenko@city.ibusuki.lg.jp

指宿市告示第 86 号

次の指宿市国民健康保険被保険者証については、不正に使用されるおそれがあるため、無効とする。

平成 23 年 6 月 6 日

指宿市長 豊留 悦男



- | | |
|-------------------------|--------------------------------------|
| 1 保 險 者 番 号 | 4 6 0 1 0 5 |
| 2 被 保 険 者 証 の 記 号 番 号 | 指 国 保 2 3 0 2 5 3 4 4 1 |
| 3 被 保 険 者 生 年 月 日 | 平 成 3 年 1 0 月 6 日 生 |
| 4 性 別 | 女 |
| 5 被 保 険 者 証 の 交 付 年 月 日 | 平 成 2 2 年 9 月 1 7 日 (「再」の表示のないものに限る) |
| 6 無 効 と す る 年 月 日 | 平 成 2 3 年 6 月 6 日 |
| 7 無 効 告 示 の 理 由 | 紛失により不正に使用されるおそれがあるため |



大保国第 16 号
平成 23 年 6 月 6 日

鹿児島県保健福祉課部長 殿

大崎町長 東 靖 弘



大崎町国民健康保険被保険者証を無効にすることについて (通知)

このことについて、平成 23 年 5 月 26 日付大崎町告示第 35 号により、下記の被保険者証を無効としましたので通知します。

つきましては、関係機関へ周知いただきますようお願いいたします。

記

- | | |
|----------------|----------------------------------|
| 1 保 険 者 番 号 | 461046 |
| 2 被保険者証の記号番号 | 大崎 0911008 |
| 3 被保険者証の交付年月 | 平成 22 年 8 月 1 日 (再交付の表示のないものに限る) |
| 4 被保険者証を無効とする日 | 平成 23 年 5 月 26 日 |
| 5 該 当 者 名 | 本橋 伸一 |
| 6 無効告示の理由 | 職権により削除したため |

連絡先

大崎町保健福祉課国民健康保険係
電話 099-476-1111 担当 福崎
内線 135



大崎町告示第 35 号

次の大崎町国民健康保険被保険者証を無効としたので、告示する。

平成 23 年 5 月 26 日

大崎町長 東 靖 弘



- | | |
|----------------|---------------------------------|
| 1 保 険 者 番 号 | 461046 |
| 2 被保険者証の記号番号 | 大崎 0911008
(再交付の表示のないものに限る。) |
| 3 被保険者証の交付年月 | 平成 22 年 8 月 1 日 |
| 4 被保険者証を無効とする日 | 平成 23 年 5 月 26 日 |
| 5 該 当 者 名 | 本橋 伸一 |
| 6 無効告示の理由 | 職権により削除したため |



徳国保第 24 - 2 号
平成 23 年 6 月 2 日

鹿児島県保健福祉部長 殿

徳之島町長 高岡 秀規



「徳之島町国民健康保険被保険者証の無効」について(通知)

このことについて、平成 23 年 6 月 2 日 付徳之島町告示第 13 号により、下記の被保険者証を無効としましたので通知します。

つきましては、関係機関へ周知いただきますようお願いいたします。

記

保険者番号：461277

被保険者証等の記号番号	被保険者証種別	無効となった年月日	備 考
徳国保 50121	一般被保険者証	平成 23 年 5 月 10 日	八重
徳国保 52302	一般被保険者証	平成 23 年 5 月 19 日	トモ子
徳国保 17388	一般被保険者証	平成 23 年 5 月 19 日	大作
徳国保 63274	一般被保険者証	平成 23 年 5 月 23 日	静夫
徳国保 122129	一般被保険者証	平成 23 年 5 月 23 日	明拓
徳国保 11894	一般被保険者証	平成 23 年 5 月 24 日	忠勝,幸子
徳国保 15822	一般被保険者証	平成 23 年 5 月 25 日	かよ子
徳国保 121865	一般被保険者証	平成 23 年 5 月 25 日	亘久,琉星
徳国保 64327	一般被保険者証	平成 23 年 5 月 31 日	千枝美
無効通知の理由	紛失したことにより、不正に使用される恐れがあるため。 「再交付」の表示がないものに限る。		

問合せ先
徳之島町保健福祉課国民健康保険係
TEL 0997-82-1111(内線135)
FAX 0997-82-1101



徳之島町告示第 13 号

下記の徳之島町国民健康保険被保険者証は、無効であることを告示する。

平成 23 年 6 月 2 日

徳之島町長 高岡 秀規



記

被保険者証等の記号番号	被保険者証種別	無効となった年月日	備考(該当者名)
徳国保 50121	一般被保険者証	平成 23 年 5 月 10 日	八重
徳国保 52302	一般被保険者証	平成 23 年 5 月 19 日	トモ子
徳国保 17388	一般被保険者証	平成 23 年 5 月 19 日	大作
徳国保 63274	一般被保険者証	平成 23 年 5 月 23 日	静夫
徳国保 122129	一般被保険者証	平成 23 年 5 月 23 日	明拓
徳国保 11894	一般被保険者証	平成 23 年 5 月 24 日	忠勝, 幸子
徳国保 15822	一般被保険者証	平成 23 年 5 月 25 日	かよ子
徳国保 121865	一般被保険者証	平成 23 年 5 月 25 日	亘久, 琉星
徳国保 64327	一般被保険者証	平成 23 年 5 月 31 日	千枝美
無効通知の理由	紛失したことにより、不正に使用される恐れがあるため。 「再交付」の表示がないものに限る。		



徳国保第 24 - 1 号
平成 23 年 6 月 2 日

鹿児島県保健福祉部長 殿

徳之島町長 高岡 秀規



「徳之島町国民健康保険被保険者証の無効」について(通知)

このことについて、平成 23 年 6 月 2 日付徳之島町告示第 12 号により、下記の被保険者証を無効としましたので通知します。

つきましては、関係機関へ周知いただきますようお願いいたします。

記

保険者番号：461277

被保険者証等の記号番号	被保険者証種別	無効となった年月日	備考(該当者名)
徳国保 37362	一般被保険者証	平成 23 年 4 月 5 日	豊久
徳国保 29904	一般被保険者証	平成 23 年 4 月 5 日	八重子
徳国保 00990	一般被保険者証	平成 23 年 4 月 6 日	シズ子
徳国保 41980	一般被保険者証	平成 23 年 4 月 11 日	繁男
徳国保 50539	一般被保険者証	平成 23 年 4 月 18 日	茄菜恵
徳国保 94094	一般被保険者証	平成 23 年 4 月 19 日	茂伸
徳国保 52531	一般被保険者証	平成 23 年 4 月 19 日	政豊,秀吉
徳国保 37460	一般被保険者証	平成 23 年 4 月 26 日	ミツ子
徳国保 20613	一般被保険者証	平成 23 年 5 月 2 日	藤範久,梨枝子,勇太
徳国保 120778	一般被保険者証	平成 23 年 5 月 9 日	美由紀
無効通知の理由	紛失したことにより、不正に使用される恐れがあるため。 「再交付」の表示がないものに限る。		

問合せ先

徳之島町保健福祉課国民健康保険係

TEL 0997-82-1111(内線135)

FAX 0997-82-1101



徳之島町告示第 12 号

下記の徳之島町国民健康保険被保険者証は、無効であることを告示する。

平成 23 年 6 月 2 日

徳之島町長 高岡 秀規



記

被保険者証等の記号番号	被保険者証種別	無効となった年月日	備考(該当者名)
徳国保 37362	一般被保険者証	平成 23 年 4 月 5 日	豊久
徳国保 29904	一般被保険者証	平成 23 年 4 月 5 日	八重子
徳国保 00990	一般被保険者証	平成 23 年 4 月 6 日	シズ子
徳国保 41980	一般被保険者証	平成 23 年 4 月 11 日	繁男
徳国保 50539	一般被保険者証	平成 23 年 4 月 18 日	茄菜恵
徳国保 94094	一般被保険者証	平成 23 年 4 月 19 日	茂伸
徳国保 52531	一般被保険者証	平成 23 年 4 月 19 日	政豊, 秀吉
徳国保 37460	一般被保険者証	平成 23 年 4 月 26 日	ミツ子
徳国保 20613	一般被保険者証	平成 23 年 5 月 2 日	藤範久, 梨枝子, 勇太
徳国保 120778	一般被保険者証	平成 23 年 5 月 9 日	美由紀
無効通知の理由	紛失したことにより、不正に使用される恐れがあるため。 「再交付」の表示がないものに限る。		



平成23年6月27日

各都道府県国民健康保険担当課（室）長 様

広島県健康福祉局医療保険課長
（〒730-8511 広島市中区基町 10-52）

国民健康保険被保険者証の無効について（通知）

このことについて、広島県三次市から別添のとおり被保険者証を無効とした旨の通知がありましたので、お知らせします。

つきましては、関係機関へ周知いただきますようお願いいたします。

担当 国保指導グループ
電話 082-513-3213（ダイヤルイン）
（担当者 倉田）

広島県収養	
第 号	
23.6.27	
通知期限	月 日
分機番号	伝呼年報

平成23年 6月24日

広島県知事様
(医療保険課)

三次市長
(総合窓口センター保険年金課)

三次市国民健康保険被保険者証番号の無効告示について(依頼)

標記のことについて、別紙記載の被保険者証番号を無効とする旨の告示を行いました。

つきましては、他都道府県への周知にご協力いただきますようお願いいたします。

なお、以下の団体へは別途通知していることを申し添えます。

(送付団体)

- 1 社団法人 広島県医師会
- 2 社団法人 広島県歯科医師会
- 3 社団法人 広島県薬剤師会
- 4 社団法人 広島県柔道接骨師会
- 5 広島県国民健康保険団体連合会

(お問い合わせ先)

〒728-8501

広島県三次市十日市中二丁目8番1号

三次市総合窓口センター保険年金課

担当：加藤・近藤

TEL (0824) 62-6134

FAX (0824) 63-2809



三次市告示第107号

次の国民健康保険被保険者証は無効としたので、三次市国民健康保険条例施行規則（平成16年規則第119号）第15条の規定により告示する。

平成23年 6月24日

三次市長 増田和俊



保険者	三次市（保険者番号 340109） 広島県三次市十日市中二丁目8番1号		
被保険者証番号	交付年月日	無効年月日	理由
06120224	平成23年 6月 1日	平成23年 6月20日	盗難



(電子メール施行)
医 保 第 1 3 0 8 号
平 成 2 3 年 6 月 2 8 日

各都道府県国民健康保険担当課長 様

兵庫県健康福祉部社会福祉局医療保険課長

芦屋市国民健康保険被保険者証を無効とすることについて

標記のことについて、別紙のとおり芦屋市長から平成23年6月14日付け芦屋市告示第88号により被保険者証を無効とした旨、連絡がありましたのでお知らせします。

つきましては、関係機関へお知らせ頂きますようお願いいたします。

記

- | | |
|---------------|-------------------|
| 1 保険者番号 | 2 8 0 0 7 3 |
| 2 被保険者証の番号 | 9 4 3 4 6 4 8 |
| 3 被保険者証の交付年月日 | 平成22年12月1日 |
| 4 無効告示の理由 | 紛失のため |
| 5 無効とした日 | 平成23年6月9日 |
| 5 問い合わせ先 | 兵庫県芦屋市保険医療助成課保険担当 |

電話：0797-38-2035 (直通)

芦屋市告示第 88 号

芦屋市国民健康保険条例施行規則第 10 条の規定により、下記の被保険者証を無効としたので告示する。

平成 23 年 6 月 14 日

芦屋市長 山 中



記

- 1 被保険者証番号 9434648
- 2 無効とした日 平成 23 年 6 月 9 日
- 3 無効とする被保険者名 来 晃二
- 4 交付年月日 平成 22 年 12 月 1 日
- 5 無効とする理由 紛失のため

以 上